

# 大熊町起業体験プログラム実施業務委託仕様書

本仕様書は、令和5年度大熊町起業体験プログラム実施業務について、受託事業者に対する業務内容を示すものである。受託事業者は、次の業務を大熊町と十分な連携を図りながら実施するものとする。

## 1 業務の目的

現在の日本は、終身雇用からの転換が進みキャリア転職や起業が一般的になりつつある。そのため、起業体験や起業家等との交流を通じ生徒や児童に将来「働くこと」の選択の幅を持たせる取り組みと大熊インキュベーションセンター入居企業や新技術とふれあうことで大熊町での就業及び起業などの意識を醸成させることが必要だと考えている。

本業務においては、「働くこと」の多様性を示し将来への選択肢を増やすとともに、地域の人材育成、大熊町での就業及び起業などの意識を醸成させることを目的とする。

## 2 委託期間及び実施場所

委託期間：契約締結日から令和6年3月31日まで

実施場所：大熊インキュベーションセンターまたは町内の施設

## 3 業務委託の内容

### (1) 小中学生向け起業・就業体験プログラムの実施

- ・学び舎ゆめの森と連携し、主に小中学生向けのプログラムを1回以上実施すること。
- ・働くことの楽しさを実感できるものとする。
- ・学び舎ゆめの森にヒアリングなどを行い、本町の教育方針に沿った提案とすること。

### (2) 高校生向け起業体験プログラムの実施

- ・大熊町民である高校生の参加を優先することとし、1回以上実施すること。
- ・町民以外の高校生の参加も可能だが、将来的に大熊町内での就業や起業につながるような内容とすること。

### (3) 大熊インキュベーションセンターとの連携

- ・大熊インキュベーションセンターの入居者や運営事業者と連携し、子ども向けの講演やワークショップなどをそれぞれ1回以上実施すること。

### (4) 取り組み経過や業務成果の広報

- ・本業務の取り組み経過や業務成果等について、効果的な広報活動を実施すること。
- ・使用する写真等の被写体が人物の場合、肖像権の侵害が生じないようにするこ

と。

#### (5) その他

- ・学校のカリキュラム等を十分に考慮し、参加しやすいスケジュールを組むこと。
- ・参加者にプログラムの内容についてアンケートを実施すること。内容については、町及び学び舎ゆめの森と協議すること。

### 4 提出書類等

(1) 受託事業者は、次の書類等を町が指定する日までに提出しなければならない。

- |                    |    |
|--------------------|----|
| ① 委託業務着手届（別記第1号様式） | 1部 |
| ② 委託業務完了届（別記第2号様式） | 1部 |
| ③ 業務完了報告書（任意様式）    | 2部 |

受託事業者は、業務が完了したときは、速やかに完了報告書をまとめ、A4判で2部及び電子媒体（DVD等）で1部提出しなければならない。

完了報告書に記載すべき事項

- ① 起業体験プログラム実施報告書
- ② その他本業務に必要なものとして作成したもの

#### (2) 提出書類の訂正

受託事業者は、提出した書類等の誤り又は訂正事項があった場合は、業務完了後であっても協議のうえ、受託事業者の負担において速やかに訂正し、再提出しなければならない。

### 5 業務遂行に関する協議等

#### (1) 業務計画書等の提出

受託事業者は、契約締結後速やかに業務計画書を大熊町に提出し、承諾を得ること。

#### (2) 業務担当者の選定

業務の遂行にあたっては、業務に精通した専門家等、適切かつ十分な人材を配置すること。

#### (3) 業務の報告

受託事業者は、業務の遂行について随時、経過報告を行い、密接な連携に努め、その指示に従うものとする。

### 6 契約に関する条件等

#### (1) 機密保持

受託事業者（受託事業者が雇用した者も含む）は、本契約中に知り得た情報を他に漏洩してはならない。

(2) 再委託について

ア 受託事業者は、本契約の全部又は一部を第三者に委託してはならない。  
ただし、予め書面により町の承諾を得た場合にはこの限りではない。

イ 承諾された場合であっても、受託事業者が負担する義務と同等の義務を当該委託先に負わせるものとする。

7 その他

(1) 本仕様に定めのない事項等

受託事業者は本業務委託の実施にあたり、不明な点や変更点、本仕様等に定めのない事項が発生したときは、町と協議の上、決定するものとする。

(2) 留意事項

ア 本業務委託に係る書類については、他の業務と混同しないよう区分し保管すること。

イ 関係書類等については本業務委託終了年度から5年間保管すること。

ウ 受託事業者は、本業務委託に係る会計実地検査が実施される場合には、町に協力しなければならない。

エ 本業務委託に関連し、受託事業者の故意又は過失等受託事業者の責により町に損害が生じた場合には、受託事業者は町に対してその損害を賠償しなければならない。

オ 本業務委託により得られた知的財産権（特許権、実用新案権、意匠権、プログラム、データベースに関わる著作権等権利化された無体財産権及びノウハウ等）は発注者に帰属する。

別記第1号様式（仕様書4（1）①関係）

## 委託業務着手届

令和 年 月 日

大熊町長 吉田 淳 様

受託者 住所  
名称  
代表者 印

令和 年 月 日付で締結した下記委託業務は、令和 年 月 日付で着手しましたので届け出ます。

### 記

1 業務名

2 委託料の額 金 円  
(うち消費税及び地方消費税の額 円)

3 委託期間 着手 令和 年 月 日

履行期限 令和 年 月 日

別記第2号様式（仕様書4（1）②関係）

## 委託業務完了届

令和 年 月 日

大熊町長 吉田 淳 様

受託者 住所  
名称  
代表者 印

令和 年 月 日付で締結した下記委託業務は、令和 年 月 日完了しましたので、  
届け出ます。

### 記

1 業務名

2 委託料の額 金 円  
(うち消費税及び地方消費税の額 円)

3 委託期間 着手 令和 年 月 日

完了 令和 年 月 日